

## 綾瀬市重度障害者住宅設備改良等経費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の心身障害（児）者（以下「障害者」という。）の生活環境整備の促進を図り、もつて障害者の福祉増進に資するため、障害者又はその扶養義務者等が住宅設備を障害者に適するように改良する場合において、その改良に要する経費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費)

第2条 本事業の助成の対象となる工事等は、既存住宅であつて次に掲げるものとし、各工事等の限度額は次に掲げる額とする。

- (1) 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他住宅設備を障害者に適するように改造する工事経費（限度額80万円）
- (2) 天井走行式移動リフトの設置経費（限度額100万円）
- (3) 環境制御装置の設置経費（限度額60万円）

(対象者)

第3条 この事業の助成となる障害者は、別表に掲げる階層区分に該当する世帯で市内に住所を有する次に掲げる者とする。ただし、障害者が福祉施設等に入所し本市に住所を有しない場合で、その扶養義務者等が本市に住所を有し、同居を前提としているときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号の対象者は、次に掲げる者であつて住宅設備を改良する必要があるものとする。
  - ア 身体障害者手帳の交付を受けた障害者のうち、その障害の程度が1級又は2級のもの
  - イ 知的障害者更生相談所又は児童相談所（以下「相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者
  - ウ 障害の程度が3級の下肢、体幹又は視覚に障害を有する者で、相談所において知能指数が50以下と判定されたもの
- (2) 前条第2号の対象者は、その障害の区分及び等級が下肢又は体幹機能障害2級以上で移動が困難である者（18歳以上65歳未満の者に限る。）
- (3) 前条第3号の対象者は、その障害の区分及び等級が四肢機能障害2級以上の者

(18歳以上の者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、綾瀬市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者は、対象者としな

(助成額)

第4条 助成額は、対象となる工事等の経費又は第2条各号に定める限度額のいずれかの少ない額(以下「総額」という。)に、別表の左欄に掲げる世帯階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる自己負担率を乗じて得た額を控除した額以内とする。

2 前項に規定する総額に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は介護保険法(平成9年法律第123号)第45条に規定する居宅介護住宅改修費として給付を受けた額が含まれる場合は、総額から当該給付基準額(自己負担額を含む。)を差し引くものとする。

(助成の申請)

第5条 改良費の助成を受けようとする時は、重度障害者住宅設備改良等費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住宅設備改良等計画見積書

(2) 自己負担率を認定するための書類

(3) 改良する住宅が借家等であるときは、重度障害者住宅設備改良等に関する承諾書(第2号様式)

(助成の決定)

第6条 市長は前条に規定する申請を適当と認めたときは、重度障害者住宅設備改良等経費助成決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(助成の回数)

第7条 改良費の助成は、障害者の属する世帯に対して原則として1回とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(工事等の変更等)

第8条 工事等の内容を著しく変更し、又は工事等を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(工事等の検査)

第9条 改良等経費の助成決定を受けた者は、工事等完了後速やかに重度障害者住宅設備改良等完成届（第4号様式）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（助成の方法）

第10条 助成金は、前条の規定による検査を完了した後に、申請者の請求に基づき交付する。

（助成金の返還）

第11条 工事等完了後、助成金の剰余を生じたときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成13年5月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用

することができる。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の綾瀬市重度障害者住宅設備改良等経費助成事業実施要綱の規定により申請がなされたものについては、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき決定された助成金等の支給については、なお従前の例による。

3 旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第3条及び第4条関係）

自己負担率基準表

世帯階層区分	自己負担率
a 生活保護世帯	0
b 市町村民税非課税世帯	0
c 市町村民税課税世帯（所得割16万円未満であるものに限る。）	1 / 3

- 備考 1 この表において「世帯」とは、障害者と生計を一にする消費経済上の一単位をいうのであって、住居を一にしていなくても、同一世帯と認定することが適当であるときは同様とする。ただし、当該世帯に障害者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。
- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められた全ての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条により市町村民税が免除されている者を含む。）である世帯をいう。

第1号様式(第5条関係)

<p>重度障害者住宅設備改良等経費助成申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 綾瀬市長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(障害者との続柄 )</p>			
工 事 経 費	改良場所	<input type="checkbox"/> 浴 室 <input type="checkbox"/> 便 所 <input type="checkbox"/> 玄 関 <input type="checkbox"/> 台 所 <input type="checkbox"/> そ の 他 (                      )	
	所有区分	<input type="checkbox"/> 自 家 <input type="checkbox"/> 借 家	
設 置 経 費		<input type="checkbox"/> 天井走行式移動リフト <input type="checkbox"/> 環境制御装置	
障 害 者		氏 名	生 年 月 日
		等 級	
		手 帳 番 号	障 害 名
助成申請金額			

- 添 付 書 類      1 住宅設備改良等計画見積書
- (○印をつけて      2 自己負担率を認定するための書類  
 ください。)      (源泉徴収票等)
- 3 重度障害者住宅設備改良等に関する承諾書(借家の場  
 合のみ)
- 4 その他

第2号様式(第5条関係)

重度障害者住宅設備改良等に関する承諾書

年 月 日

(借家人氏名)

様

家主 住所  
氏 名

印

次の住宅改良等を承諾します。

住宅の所在地	
改良場所	
改良等の概要	

重度障害者住宅設備改良等経費助成決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請がありました重度障害者住宅設備改良等経費助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 助成金額 円

2 改良等の内容

3 その他

(1) 次の場合は速やかに届け出てください。

ア 事業の内容を変更するとき。

イ 事業を中止又は廃止するとき。

ウ 事業が予定より遅れるとき。

(2) 事業完了後、速やかに事業完成届を提出し、検査を受けてください。

(3) 助成金は、検査終了後交付します。

第4号様式(第9条関係)

重度障害者住宅設備改良等完成届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住 所

氏 名

次のとおり事業が完成しましたので届出いたします。

助成決定通知書の日付	年 月 日
完成(購入)年月日	年 月 日
検査希望年月日	年 月 日
助成決定を受けた金額	円
実際に要した金額	円

添付書類 工事等施工者からの請求書又は領収書